

28-I. F U J I 健康保険組合及び会社等が共同で実施する 健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。F U J I 健康保険組合(以下、「健保組合」と言う。)では、健康診査事業について、(株)F U J I 及び(株)アドテック富士及び(株)エデックリンセイシステム(以下、「会社等」と言う。)と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 会社等との健康診査事業の共同実施について

健保組合では、被保険者(社員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である会社等とともに、健康診査事業を共同実施することとしています。

2. 共同利用する健診データの項目について

①健診データ項目

※**太字**部分は、労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)で、下線項目は、会社等指定の健診項目です。また、受診する健診機関により上記以外の項目を含む場合があります。

一般健診、成人病健診、人間ドックによって健診データ項目が異なります。

- 内科診察(問診と聴打診、**既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査**)
- **身体計測**
 - ・身長、体重、腹囲、BMI
- **視力・聴力検査**(会話法あるいはオーディオメーター)
- **胸部X線**
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査(結核菌、または肺がん検診)

- **血圧測定**
 - ・ **収縮期、拡張期**
 - **心電図検査**（安静時あるいは負荷）
 - **尿検査**
 - ・ **蛋白、糖、潜血、**
 - 血清検査
 - ・ 尿素窒素、クレアチニン
 - 胃透視または胃内視鏡検査
 - 便潜血反応検査
 - 前立腺マーカー検査（男性のみ）
 - 大腸内視鏡検査（精密検査時）
 - 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
 - **肝機能検査**
 - ・ **AST、ALT、 γ -GTP、**総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
 - 膵臓検査（アミラーゼ）
 - 肝炎ウイルス検査
 - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
 - 血中脂質・尿酸検査
 - ・ **血清総コレステロール、血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL - コレステロール、LDL - コレステロール、尿酸**
 - **血糖検査**（糖代謝）
 - 空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（精密検査時）、HbA1c
 - 血液検査（**貧血検査**）
 - ・ **白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、**好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
 - 成人病健診に含まれる子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
 - 成人病健診に含まれる乳がん検査（視触診、マンモグラフィ、超音波、女性のみ）
 - 眼底検査、眼圧検査
 - 腫瘍マーカー検査
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ②要精密検査・要医療の判定項目に対する健診後の医療機関受診状況

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

・(株)FUJI

総務部部長

総務部総務課課長、健診担当者 2 名

総務部岡崎工場総務課課長、健診担当者 1 名

総務部豊田事業所総務課課長、健診担当者 1 名

・(株)アドテック富士 業務管理部部長、健診担当者 1 名

・(株)エデックリンセイシステム 経営管理部部長、健診担当者 1 名

・健保組合 職員全員

・会社等又は健保組合と契約している産業医・保健師・看護師・管理栄養士

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・会社等においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、健保組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、総務課にデータ保存し、当社産業医の判定と指示にしたがって、保健師・看護師や管理栄養士による健康相談、健康指導を実施します。

- ・健保組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、会社等とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、会社等の産業医、保健師・看護師や管理栄養士による健康相談、健康指導及び受診勧奨を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育(教室)を行います。

- ・この主旨に同意できない方は、健診実施前に、その旨健保組合に申し出て下さい。その場合は、労働安全衛生法で定められた健診項目(2. **太字**部分)のみを会社に提供します。

5. 健診データの管理責任者名(もしくは名称)について

健診データの管理責任者は、

会社等の共同利用部門(3. に記載)の部長と

健保組合の常務理事です。

6. 会社等と共同利用しない健診データについて

次の健診結果データは健保組合のみの利用とし、会社等とは共同利用しませ

ん。

- ・ 脳ドック
- ・ 肺ドック
- ・ 被扶養者の健診
- ・ 子宮がん単独検診
- ・ 乳がん単独検診

付則

1. この共同事業の公表については、平成 26 年 5 月 1 日より実施する。
2. この共同事業の公表については、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。
(健診後の医療機関受診状況と、会社等・健保組合の受診勧奨実施)
3. この共同事業の公表については、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。
4. この共同事業の公表については、平成 30 年 10 月 1 日より実施する。
5. この共同事業の公表については、令和 2 年 9 月 8 日より実施する。